

(1) シルバー人材センターの適正就業ガイドラインについて

シルバー人材センターで働く高齢者の適正な就業を確保するため、国が作成した「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」が平成 28 年 9 月に示され既に 1 年余りが経過しました。

この間に、シルバー人材センターでは、役職員の研修、地区班会議で会員への研修、発注者への周知を実施し、適正就業の確保の為に役職員が留意すべき事項、会員及び発注者が理解すべき事項の周知徹底を図っています。

臨時的かつ短期的または軽易な業務（日数、時間の上限）具体的には、次のとおりです。

臨時的・短期的な業務	おおむね月 10 日程度以内
軽易な業務	おおむね週 20 時間を超えないことが目安

会員はやむを得ず一時的に上記の上限を超えて就業することは可能ですが、恒常的に上記の上限を超えて就業することはできません。

(2) 会員募集について

12 月から、平田地区・斐川地区でも地元ケーブルテレビ、行政無線などで会員募集のお知らせを始めました。

皆さんの知り合いの方、興味がある方などおられましたら、入会説明会のご案内をしてください。

(3) 募集中のお仕事の紹介

内容は、別紙に掲載しています。

募集〆切は、12 月 27 日（水）です。

希望される方は、事務局まで連絡してください。**お待ちしております！！**

(4) 年末年始のお休みについて

当センターは 12/29（金）～1/3（水）までは年末年始のお休みに入ります。

12 月分の就業報告書、派遣勤務実績通知書などは事務所か連絡所の郵便受けにお願い致します。

事務局連絡先 ☎ 0853-24-1787 FAX 0853-22-5830

※日暮れがどんどん早まり、交通事故が起きやすくなります。歩行者・自転車は反射材を利用してまた、車の運転者は早めのライト点灯と思いやり運転を心がけ、交通事故防止に努めましょう。